

# 官報

号外 昭和三十八年三月五日

## 第四十三回 衆議院会議録 第十三号

昭和三十八年三月五日(火曜日)

議事日程 第十三号

昭和三十八年三月五日

午後二時開議

第一 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)

第二 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第六 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本日(火曜日)の会議に付した案件  
畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件  
日程第一 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)

第六 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本日(火曜日)の会議に付した案件

畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)

日程第二 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)

に併う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)  
日程第六 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時九分開議  
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

内閣から、畜産物価格審議会委員に本院議員中村寅太郎、同芳賀賢君、参議院議員谷口慶吉君、右三名を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第一 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)

日程第二 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグ

レート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案、日程第二、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、日程第四、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、日程第五、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、右五案を一括して議題といたします。

特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十八年一月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十八年三月五日 衆議院會議録第十三号 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案(外四案)

特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律  
特定物資納付金処理特別会計法(昭和三十一年法律第二百二十九号)は、廃止する。

附則

- 1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 2 特定物資納付金処理特別会計の昭和三十七年度分の収入及び支出並びに昭和三十六年度及び昭和三十七年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際特定物資納付金処理特別会計に属する資産(現金を除く)及び負債は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。
- 4 特定物資納付金処理特別会計の昭和三十七年度の出納完結の際同会計に属する現金は、その出納完結の際、産業投資特別会計に帰属するものとする。
- 5 前項の規定により産業投資特別会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。
- 6 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。  
第三条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」の下に、「特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律(昭和三十八年法律第 号)附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金」を加える。

第四条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を削る。

理由

特定物資輸入臨時措置法の失効に伴い、特定物資納付金処理特別会計法を昭和三十七年度限り廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十八年二月十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

- 第六条第九項中「路程に応じ一定距離当りの」を「路程等に応じ」に改める。
- 第九条第一項中「二割」を「十分の二に相当する額」に、「三割」を「十分の三(外国旅行に係るものについては、十分の二)に改める。
- 第十六条第一項第二号並びに第十七条第一項第一号及び第二号中「六等級」を「七等級」に、「七等級以下」を「八等級」に改める。
- 第二十五条第二項中「その赴任の後」を削る。

第三十六条を次のように改める。(移転料)

第三十六条 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ)を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額(以下本条において「定額」という)による。ただし、左の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

- 一 二人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、一人をこえる者ごとにその百分の五に相当する額を加算した額
- 二 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額(前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額)にその百分の十に相当する額を加算した額
- 三 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として大蔵省令で定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額(前二号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本条において同じ)に、水路

が含まれる場合にあつては定額の百分の四十五に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の百分の二十に相当する額の範囲内においてそれぞれ大蔵省令で定める額に相当する額を加算した額

- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第一号の規定に係る部分を除く)に規定する額の二分の一に相当する額による。
- 3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第三十八条第一項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地(当該扶養親族が二人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、大蔵省令で定める扶養親族の居住地)から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第一項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

- 4 第二十五条第一項第三号及び第二項の規定は、前三項の規定による移転料の額の計算について、第二十三条第二項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。
- 第三十八条第四項中「第二十五条」の下に「第一項第三号及び」を加える。
- 第三十九条第一項中「目的地の存する地域の区分及び」を「出張及び赴任の区分並びに出張にあつてはそれの」に改め、同条第三項中「外国在勤の者」を「外国在勤の職員」に、「出張地又は新在勤地の存する地域について定められた支度料の定額」を「同項の規定による額」に改める。
- 第四十条第一項中「死亡地の区分に応じた」を削り、同項に次のただし書を加える。  
ただし、旅行中に死亡した場合(死亡地が本邦である場合を除く)には、本文の規定による額の十分の八に相当する額による。  
附則に次の一項を加える。  
7 旅行先又は目的地が沖繩その他大蔵省令で定める地域である場合における外国旅行の日当、宿泊料及び支度料に係る別表第二の定額は、当分の間、同表に定める額(日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする)の十分の八に相当する額とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二 外国旅行の旅費

一 日当、宿泊料及び食卓料

区	分	日当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
		甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	四、二〇〇円			一三、一〇〇円	四、八〇〇円
	國務大臣及び特命全權大使	三、四〇〇円			一〇、五〇〇円	四、一〇〇円
	その他の者	二、七〇〇円			八、一〇〇円	三、六〇〇円
	一等級又は二等級の職務にある者	二、二〇〇円			六、七〇〇円	三、一〇〇円
	三等級の職務にある者	一、九〇〇円			六、〇〇〇円	二、六〇〇円
	四等級又は五等級の職務にある者	一、六五〇円			五、一五〇円	二、二〇〇円
	六等級以下の職務にある者	一、四〇〇円			四、三〇〇円	一、九〇〇円

備考

- 一 乙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)及びアフリカ地域のうち大蔵省令で定める地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 二 船舶又は航空機による旅行(出発又は到着の日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

二 移転料

区	分	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満		鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満		鉄道千五百キロメートル以上二万千キロメートル未満		鉄道二万千キロメートル以上五万千キロメートル未満		鉄道五万千キロメートル以上一千万キロメートル未満		鉄道一千万キロメートル以上一億キロメートル未満	
		内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者	内閣総理大臣等	その他の者
	特命全權大使	四二、二〇〇円	五五、四〇〇円	七六、六〇〇円	一〇〇、三〇〇円	一二六、七〇〇円	一五五、八〇〇円	一七一、六〇〇円	一八七、四〇〇円	二〇三、三〇〇円	二二〇、一〇〇円	二四七、八〇〇円	二八四、八〇〇円
	大臣等	三八、四〇〇円	五〇、四〇〇円	六九、六〇〇円	九一、二〇〇円	一一五、二〇〇円	一四一、六〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、四〇〇円	一八四、八〇〇円	二〇三、三〇〇円	二二〇、一〇〇円	二四七、八〇〇円
	一等級の職務にある者	三〇、七〇〇円	四〇、三〇〇円	五五、七〇〇円	七三、〇〇〇円	九二、二〇〇円	一一三、三〇〇円	一二四、八〇〇円	一三六、三〇〇円	一四七、八〇〇円	一六〇、一〇〇円	一七三、五〇〇円	一九四、八〇〇円
	二等級の職務にある者	二七、八〇〇円	三六、五〇〇円	五〇、五〇〇円	六六、一〇〇円	八三、五〇〇円	一〇二、七〇〇円	一二三、一〇〇円	一三三、五〇〇円	一四七、八〇〇円	一六〇、一〇〇円	一七三、五〇〇円	一九四、八〇〇円
	三等級の職務にある者	二五、〇〇〇円	三三、八〇〇円	四五、二〇〇円	五九、三〇〇円	七四、九〇〇円	九二、〇〇〇円	一一一、四〇〇円	一二〇、八〇〇円	一三〇、一〇〇円	一四〇、一〇〇円	一五〇、一〇〇円	一六六、三〇〇円
	四等級の職務にある者	二二、一〇〇円	二九、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五二、四〇〇円	六六、二〇〇円	八二、二〇〇円	九九、七〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一二〇、八〇〇円	一三〇、一〇〇円	一四〇、一〇〇円	一五〇、一〇〇円
	五等級以下の職務にある者	一九、二〇〇円	二五、二〇〇円	三四、八〇〇円	四五、六〇〇円	五七、六〇〇円	七〇、八〇〇円	七八、〇〇〇円	八五、二〇〇円	九二、四〇〇円	一〇〇、一〇〇円	一〇六、三〇〇円	一二〇、一〇〇円

備考

路程の計算については、水路及び陸路一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

昭和三十八年三月五日 衆議院會議録第十三号 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案外四案

三 支度料及び死亡手当

区	分	支度			赴任	死亡手当
		出	張	料		
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	旅行期間一月未満 一二九、三六〇円	旅行期間一月以上 三月未滿 一五七、〇八〇円	旅行期間三月以上 一八四、八〇〇円	四八〇、〇〇〇円	
	國務大臣及び特命全權大使	一一八、五八〇円	一四三、九九〇円	一六九、四〇〇円	四四〇、〇〇〇円	
	その他の者	一〇七、八〇〇円	一三〇、九〇〇円	一五四、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	
	一等級の職務にある者	八六、二四〇円	一〇四、七二〇円	一二三、二〇〇円	三三〇、〇〇〇円	
	二等級の職務にある者	七八、一六〇円	九四、九一〇円	一一一、六五〇円	二九〇、〇〇〇円	
	三等級の職務にある者	七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	一〇〇、一〇〇円	二六〇、〇〇〇円	
	四等級の職務にある者	六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円	二三〇、〇〇〇円	
	五等級の職務にある者			一一〇、〇〇〇円		
	六等級の職務にある者	五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	
	七等級以下の職務にある者			八〇、〇〇〇円		

附則

- この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 改正後の国家公務員等の旅費に關する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出發する旅行(死亡手当については、同日以後の死亡)について適用し、同日前に出發した旅行(死亡手当については、同日前の死亡)については、なお従前の例による。

理由 職員の旅費の実情等にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案  
右 國會に提出する。  
昭和三十八年一月二十九日  
内閣総理大臣 池田 勇人

め、日本国とオーストリア共和国との間の条約(以下「条約」といふ)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。  
(配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)  
第二条 所得税法第一条第六項の規定に該当する法人(同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。以下同じ)で条約第三条(b)に規定するオーストリアの居住者であるものが支払を受ける条約第九条第一項ただし書の規定に該当する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(その者

の同法の施行地にある条約第四条に規定する恒久的施設(以下「恒久的施設」といふ)に歸せられるものを除く)に対する同法第十八条第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。ただし、当該配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。  
(利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)  
第三条 所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第三

き金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当) 利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税等の軽減

第四条 所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するオーストリアの居住者が条約第九條第一項に規定する配当でこれらの法律の施行地にその源泉があるもの(その者のこれらの法律の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く)に係る所得を有する場合には、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の二十(第二条に規定する配当については、百分の十)に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する者が前条に規定する利子、使用料又は収益(以下「利子等」といふ)に係る所得を有する場合には、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子等の合計金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3 第一項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計

算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

4 第二項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がなく、かつ、第一項に規定する配当に係る所得を有する場合には当該配当に係る所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、これらの所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。  
2 第二条及び第三条中所得税法第十七條第一項及び第十八條第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条に規定する利子、使用料若しくは収益については、第二条及び第三条中所得税法第四十一條第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当又は利子、

使用料若しくは収益でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。  
3 第四条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日(同条第一項又は第二項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

理 由

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約を実施するため、オーストリアの居住者が支払を受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

昭和三十八年二月二十九日  
内閣総理大臣 池田 勇人

リテン及び北アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(趣旨) 第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の条約(以下「条約」といふ)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

第二条 所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項(イ)又は(ロ)に規定する連合王国の居住者又は連合王国の居住者に相当するものを含む(以下「連合王国の居住者等」といふ)が支払を受ける条約第六条第一項(ロ)本文に規定する配当(その者の同法の施行地にある条約第二条第一項(イ)に規定する恒久的施設(以下「恒久的施設」といふ)に帰せられるものその他条約第六条第一項(ロ)の規定の適用を受けるものを除く)に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用を妨げないものとする。

しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第六条第一項(イ)ただし書の規定に該当するものに對する同法第十八條第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する配当に對する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五(同項ただし書に規定する配当に對する所得税額については、百分の十)に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(利子、使用料等)に對する源泉徴収に係る所得税の税率の特例  
第三条 連合王国の居住者等が支払を受ける条約第七条第一項に規定する利子(所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該當するものを除く)、条約第八条第一項に規定する使用料又は同条第三項に規定する金額で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に歸せられるものその他条約第七条第一項並びに第八条第一項及び第三項の規定の適用を受けないものを除く)に對する同法第十七條第一項、第十八條第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

昭和三十三年三月五日 衆議院會議録第十三号 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案外四案

2 前項の規定は、同項に規定する所得に対し所得税を課す、又は当該所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税等の軽減)

第四条 所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する連合王国の居住者等が第二条第一項に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五(同項ただし書に規定する配当については、百分の十)に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する者が前条第一項に規定する利子、使用料若しくは金額(以下「利子等」という)又は条約第七条第一項に規定する利子で所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するもの(その者の同法又は法人税法の施行地にある恒久的施設に歸せられるものその他条約第七条第一項の規定の適用を受けないものを除く。以下「源泉徴収を受けない利子」という)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子等及び源泉徴収を受けない利子の合計金額の百分の十に相当する金額

をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3 連合王国の居住者等(第一項に規定する者を除く)が源泉徴収を受けない利子に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子の金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

4 第一項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

5 第二項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がなく、かつ、第一項に規定する配当に係る所得を有する場合には当該配当に係る所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、これらの所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額

又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

6 第四項の規定は、第三項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額の計算について準用する。

(実施規定)

第五条 前三条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大藏省令で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条及び第三条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条第一項に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは金額については、第二条及び第三条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当又は利子、使用料若しくは金額でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第四条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日(同条第一項から第三項までに規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

理由

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約を実施するため、連合王国の居住者等が支払を受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右  
昭和三十八年二月十四日  
内閣総理大臣 池田 勇人  
国会に提出する。

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジラランドとの間の条約(以下「条約」という)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第二条 所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人(同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む)で条約第二条第一項(ハ)に規定するニュー・ジラランドの居住者であるもの(以下「ニュー・ジラランドの居住者」という)が支払を受ける条約第六条第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(その者が同法の施行地にあるその者の条約第二条第一項(四)に規定する恒久的施設を通じて行なう事業に關連して生ずるものを除く)に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当に対する申告納税に係る所得税等の軽減)

第三条 所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するニュー・ジラランドの居住者(前条に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得

税額又は法人税額につき、そのこ  
える金額に相当する税額を軽減す  
る。

2 前項に規定する所得税額又は法人  
税額のうち当該所得に対応する  
部分の金額は、当該所得の生じた  
年分又は事業年度分につき、同項  
の規定の適用がないものとして計  
算した場合における所得税額又は  
法人税額に相当する金額から、当  
該所得が生じなかつたものとして  
計算した場合における所得税額又  
は法人税額に相当する金額を控除  
して得た金額とする。

(実施規定)

第四条 前二条に定めるもののほ  
か、条約の実施及びこの法律の適  
用に関し必要な事項は、大蔵省令  
で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の  
日から施行する。

2 第二条中所得税法第十七条第一  
項及び第十八条第二項の規定に係  
る部分は、この法律の施行の日の  
属する年の一月一日以後に支払を  
受けるべき第二条に規定する配当  
について、同条中所得税法第四十  
一条第一項及び第二項の規定に係  
る部分は、同日以後に支払を受け  
るべき当該配当でこの法律の施行  
の日以後に支払われるものについ  
て適用する。

3 第三条の規定は、この法律の施  
行の日の属する年の一月一日(同  
条第一項に規定する者が法人であ  
る場合には、当該法人の同日以後  
に最初に開始する事業年度の開始  
の日)以後に支払を受けるべき同

項に規定する所得について適用す  
る。

理由

所得に対する租税に関する二重課  
税の回避及び脱税の防止のための日  
本国とニュー・ジブラントとの間の  
条約を実施するため、ニュー・ジ  
ブラントの居住者が支払を受ける配  
当に対する所得税の税率の特例その他  
所要の事項を定める必要がある。こ  
れが、この法律案を提出する理由で  
ある。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を  
求めます。大蔵委員長白井莊一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 たいま議題となりま  
した五法律案について、大蔵委員会に  
おける審議の経過並びに結果を御報告  
申し上げます。

まず、特定物資納付金処理特別会計  
法を廃止する法律案について申し上げ  
ます。

特定物資納付金処理特別会計は、特  
定物資輸入臨時措置法に基づいて国庫  
に納付される特別輸入利益の受け入れ  
と、これを財政投融資に充てるための  
産業投資特別会計への繰り入れに関す  
る経理を明らかにするため、昭和三十  
一年度に設けられたものであります  
が、特定物資輸入臨時措置法が昨年六  
月四日限りで失効したのに伴い、いまし  
て、特定物資納付金処理特別会計法を  
昭和三十七年度限りで廃止しようとし

るのが、この法律案の趣旨でありま  
す。

次に、国家公務員等の旅費に関する  
法律の一部を改正する法律案について  
申し上げます。

本案は、最近における職員の旅費の  
実情にかんがみ、外国旅行における日  
当、宿泊料、移転料等の定額を改定す  
るとともに、あわせて所要の規定の整  
備を行なうこととしておられます。

第一に、外国旅行における日当、宿  
泊料等につきましては、その定額を平  
均一割五分程度引き上げるとともに、  
その際、職務の等級による旅費支給区  
分を現行の七段階から四段階に整理  
し、等級別支給額の格差の縮小をはか  
るほか、旅費支給の地域区分につきま  
しても、実情に即するように改めるこ  
とをいたしております。

第二に、外国旅行における移転料に  
つきましては、現行の定額を二割引き  
上げるほか、特に多額の運賃を必要と  
する地域等に対する加算制度を設ける  
こととし、これらの措置を含めて、平  
均五割程度の引き上げを行なうことと  
いたしております。

第三に、内国旅行をする場合の運賃  
につきまして、現在六等級以上の職務  
にある者に対して支給されております  
一等の鉄道賃または中級の船賃を、七  
等級の職務にある者に対しても支給す  
るよう改めることとしていたしているほ  
か、所要の規定の整備を行なうことと  
いたしております。

次に、所得に対する租税に関する二  
重課税の回避のための日本国とオース  
トリア共和国との間の条約の実施に伴  
う所得税法の特例等に関する法律案、  
所得に対する租税に関する二重課税の

回避及び脱税の防止のための日本国政  
府とグレート・ブリテン及び北部アイ  
ランド連合王国政府との間の条約の  
実施に伴う所得税法の特例等に関する  
法律案及び所得に対する租税に関する  
二重課税の回避及び脱税の防止のため  
の日本国とニュー・ジブラントとの間の  
条約の実施に伴う所得税法の特例等に  
関する法律案について申し上げます。

政府におきましては、今回、連合王  
国、オーストリア共和国及びニュー・  
ジブラントの三国との間に、所得税及  
び法人税に関する二重課税の回避等の  
ための条約を締結し、その承認を求め  
るため、別途今国会にそれぞれ提案が  
なされ、いずれもすでに本院を通過し  
たのであります。これらの条約  
に規定されている事項のうち、特に法  
律の規定を要するものについて、所要  
の立法措置を講じようとするものが、

この三法律案の趣旨であります。  
しかして、この三案は、ほぼ内容を  
同じくするものでありますので、以  
下、一括してその大要を御説明申し上  
げます。

まず第一に、わが国の税法によりま  
す、外国人または外国の法人で、日  
本国内に事業を有していない者が取得  
する配当、利子、工業所有権の使用料等  
の所得に対しては、原則として二〇%  
の税率で源泉徴収所得税が課される  
こととなっておりますが、この税率  
を、連合王国及びニュー・ジブラント  
の居住者または法人が受け取る配当に  
ついてはそれぞれ一五%、オーストリ  
アの場合は二〇%にすることとした  
ております。ただし、連合王国及び  
オーストリアにつきましては、親会社  
たる外国法人が、子会社たる日本法

人から受け取る配当に對しましては  
一〇%とすることとしたておりま  
す。また、利子及び工業所有権の使用  
料等に對しましては、連合王国とオ  
ーストリアの場合は一〇%とすること  
いたしてあります。

第二に、外国人または外国法人が、  
わが国に支店等を有して一定の事業を  
行なっている場合におきまして、ただ  
いま申し上げました配当等の所得があ  
るときには、わが国内法により、それ  
を事業上の所得等と合算して申告納税  
をしなければならぬこととなつてお  
りませんが、これらの三国に對しまして  
は、その合算の結果、配当所得等に見  
合う所得税または法人税の税率が、さ  
きの軽減税率よりも高くなるにやう  
な軽減措置を設けることとしていたし  
てあります。

以上、五法律案は、審議の結果、去  
る一日、質疑を終了し、採決を行ない  
ましたところ、いずれも全会一致を  
もつて原案の通り可決されました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 上程の五案を一  
括して採決いたします。

五案は委員長報告の通り決するに御  
異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認  
めます。よつて、五案は委員長報告の  
通り可決いたしました。

日程第六 消防法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第六、消防  
法の一部を改正する法律案を議題とい  
たします。

昭和三十三年三月五日 衆議院會議録第十三号 消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案  
右  
昭和三十八年二月十二日  
内閣総理大臣 池田 勇人  
国会に提出する。

消防法の一部を改正する法律案  
消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。  
消防法目次中「第四章 消火の設備」を「第四章 消火の設備」を「第四章の二 消防用機械器具等の検定」に、「第七章 火災の調査」を「第七章 火災の調査」に改める。

第二条に次の一項を加える。  
救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故(以下この項において「災害による事故等」という。)又は政令で定める場合における災害による事故等に関する事故で政令で定めるものによる傷病者で医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関(厚生省令で定める医療機関をいう。)その他の場所に搬送することをいう。

第四条第一項中「又は公衆」を「若しくは公衆」に、「検査させることができる」を「検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる」に改め、同条第二項、第三項及び第六項中「検査」の下に「又は質問」を加える。

第十四条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第四項中「第十三条の三」を「前条」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「政令で定める映写室」を「常時映画を上映する建築物その他の工作物に設けられた映写室で燃焼性でない映画を映写するもの」に改め、同条第三項中「映写室のない場所を」と削り、同条第二項を削る。

第十九条を次のように改める。  
第十九条 削除  
第四章の次に次の一章を加える。  
第四章の二 消防用機械器具等の検定

第一節 消防用機械器具等の検定  
第二十一条の二 消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品(以下「消防の用に供する機械器具等」という。)で政令で定めるもの(以下「消防用機械器具等」という。)については、この節に定めるところにより検定をするものとする。

この節において「型式承認」とは、消防用機械器具等の型式に係る形状、構造、材質、成分及び性能(以下「形状等」という。)が自治省令で定める消防用機械器具等に係る技術上の規格(以下「技術上の規格」という。)に適合している旨の承認をいう。

この節において「個別検定」とは、個々の消防用機械器具等の形状等が型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行なう検定をいう。

消防用機械器具等は、第二十一条の九第一項(第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による表示が附されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、消防用機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、第二十一条の九第一項の規定による表示が附されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

第二十一条の三 型式承認を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会(以下この節において「協会」という。)の行なう消防用機械器具等についての試験を受けなければならない。

前項の試験を受けようとする者は、自治省令で定めるところにより、申請書に自治省令で定める消防用機械器具等の見本及び書類を添えて、協会に申請しなければならない。

協会は、前項の申請があつたときは、自治省令で定めるところにより、技術上の規格に基づき、当該申請に係る消防用機械器具等についての試験を行ない、その試験結果に意見をつけてこれを同項の申請をした者に通知しなければならない。

前項の試験の実施業務に従事する協会の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

第二十一条の四 前条第三項(第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。)の試験結果の通知を受けた者が型式承認を受けようとするときは、自治省令で定めるところにより、申請書に当該試験結果及び意見を記載した書面を添えて、自治大臣に申請しなければならない。

自治大臣は、前項の申請があつたときは、同項の試験結果及び意見を記載した書面により、当該申請に係る消防用機械器具等の型式に係る形状等が技術上の規格に適合しているかどうかを審査し、当該形状等が技術上の規格に適合しているときは、当該型式について型式承認をしなければならない。

自治大臣は、前項の規定により型式承認をしたときは、その旨を第一項の申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。

第二十一条の五 自治大臣は、技術上の規格が変更され、すでに型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等が当該変更後の技術上の規格に適合しないと認めるときは、当該型式承認の効力を失わせるものとする。ただし、自治大臣は、期間を限つて、当該型式承認の効力が引き続き有るものとする。

自治大臣は、前項本文の規定により型式承認の効力を失させたとき、又は同項ただし書の規定により型式承認の効力が引き続き有るものとしたときは、その旨を公示するとともに、当該型式承認を受けた者に通知しなければならない。

第一項の規定による処分は、前項の規定による公示によりその効力を生ずる。

第二十一条の六 自治大臣は、型式承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該型式承認の効力を失わせることができる。  
一 不正の手段により当該型式承認を受けたとき。  
二 正当な理由がなく、当該型式承認を受けた消防用機械器具等に係る個別検定の申請を、当該型式承認をした旨の通知を受けた日から二年以内にしないとき、又は引き続き二年以上しないとき。

前条第二項の規定は前項の規定により型式承認の効力を失させたときについて、同条第三項の規定は前項について準用する。

第二十一条の七 第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた者が当該型式承認に係る消防用機械器具等に係る個別検定を受けようとするときは、自治省令で定めるところにより、協会に申請しなければならない。

第二十一条の八 協会は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る消防用機械器具等について個別検査を行ない、当該申請に係る消防用機械器具等の形状等が第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等と同一であるときは、当該申請に係る消防用機械器具等を、個別検査に合格したものとしなければならない。

前項の個別検査の実施業務に従事する協会の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

第二十一条の九 協会は、前条第一項の規定により個別検査に合格した消防用機械器具等に、自治省令で定めるところにより、当該消防用機械器具等の型式は第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けたものであり、かつ、当該消防用機械器具等は前条第一項の規定により個別検査に合格したものである旨の表示を附さなければならない。

何人も、消防の用に供する機械器具等に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を附してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を附してはならない。

第二十一条の十 型式承認の効力が第二十一条の五第一項本文若しくは第二十一条の六第一項の規定による処分又は第二十一条の五第一項ただし書に規定する期間の経過により失われたときは、当該型式承認に係る消防用機械器具等に係る協会のすで行なつた個別検査

の合格の効力は、失われるものとする。

第二十一条の十一 自治大臣は、協会が、消防用機械器具等についての試験又は個別検査を行なう機能の全部又は一部を喪失したことに、当該試験又は個別検査に関する業務を行なうことが困難となつた場合において、特別の必要があると認めるときは、型式承認を受けようとする者の申請に基づき消防用機械器具等についての試験を行ない、又は型式承認を受けた者で個別検査を受けようとするものの申請に基づき消防用機械器具等の個別検査を行なうことができる。

自治大臣は、前項の規定により試験を行ない、又は個別検査を行なう場合は、あらかじめ、当該試験又は個別検査を行なう消防用機械器具等の種類及び当該試験又は個別検査を行なう期間を公示しなければならない。

第二十一条の三第二項及び第三項の規定は第一項の規定により自治大臣が試験を行なう場合に、第二十一条の七、第二十一条の八第一項及び第二十一条の九の規定は第一項の規定により自治大臣が消防用機械器具等の個別検査を行なう場合に、前条の規定は第一項の規定により自治大臣が行なつた個別検査の合格の効力について準用する。

協会は、第二項の規定により公示された期間中は、同項の規定により公示された種類の消防用機械器具等については、試験を行ない、又は個別検査をすることができない。

第二十一条の十二 自治大臣は、第二十一条の九第一項(前条第三項)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定による表示が附されている消防用機械器具等で第二十一条の十(前条第三項)において準用する場合を含む。の規定によりその個別検査の合格の効力が失われたもの又は消防の用に供する機械器具等で第二十一条の九第一項の規定によらないで同項の表示が附されているもの若しくは同項の表示と紛らわしい表示が附されているもののうち、消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者又は消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者(以下「販売業者等」といふ)の事務所、事業所又は倉庫にあるものについて、その職員に当該表示を除去させ、又はこれに消印を附させることができる。

第二十一条の十三 自治大臣は、前条に規定する権限を行使するために必要な限度において、販売業者等に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、消防の用に供する機械器具等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

第二十一条の十四 自治大臣は、政令で定めるところにより、前二条に規定する権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

第二十一条の十五 第二十一条の三第三項若しくは第二十一条の八第一項の規定により協会の行なう試験若しくは個別検査又は第二十一条の十一第一項の規定により自治大臣の行なう試験若しくは個別検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

前項の手数料は、協会の行なう試験又は個別検査に係るものについては協会の、自治大臣の行なう試験又は個別検査に係るものについては国庫の取入とする。

第二十一条の十六 協会の行なう個別検査に關する処分不服がある者は、自治大臣に対して行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第二節 日本消防検査協会

第一款 総則

第二十一条の十七 日本消防検査協会は、消防用機械器具等についての試験及び個別検査を行ない、もつて消防用機械器具等の性能の確保を図ることを目的とする。

第二十一条の十八 日本消防検査協会(以下「協会」といふ)は、法人とする。

第二十一条の十九 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

協会は、自治大臣の認可を受け、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第二十一条の二十 協会の資本金は、三千万円とし、政府がその全額を出資する。

協会の資本金は、消防法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)附則第六條第一項の規定による政府からの出資があつた場合には、当該出資により増加するものとする。

第二十一条の二十一 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二十一条の二十二 協会でない者は、日本消防検査協会という名称を用いてはならない。

第二十一条の二十三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二款 役員等

第二十一条の二十四 協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第二十一条の二十五 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事

長が欠員のときはその職務を行なう。

監事は、協会の業務を監査する。

第二十一条の二十六 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

理事は、理事長の意見をきいて、自治大臣が任命する。

第二十一条の二十七 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

役員は、再任されることができ

る。

第二十一条の二十八 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 販売業者等又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 販売業者等の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第二十一条の二十九 自治大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しななければならない。

自治大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、そ

の役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると認められるとき。

自治大臣は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、理事長の意見をきかなければならない。

第二十一条の三十 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第二十一条の三十一 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

第二十一条の三十二 理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第二十一条の三十三 協会の職員は、理事長が任命する。

第二十一条の三十四 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

第二十一条の三十五 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三款 業務

第二十一条の三十六 協会は、第二十一条の十七の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 第二十一条の三の規定により消防用機械器具等についての試験を行なうこと。

二 第二十一条の八の規定により個別検定を行なうこと。

三 消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行なうこと。

四 消防の用に供する機械器具等の鑑定を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第二十一条の三十七 協会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

第四款 財務及び会計

第二十一条の三十八 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二十一条の三十九 協会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十一条の四十 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に自治大臣に提出

し、その承認を受けなければならない。

協会は、前項の規定により財務諸表を自治大臣に提出するとき、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

第二十一条の四十一 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第二十一条の四十二 協会は、自治大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ

る。

前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、自治大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第二十一条の四十三 協会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を

たてて、自治大臣の認可を受けなければならない。

第二十一条の四十四 協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他自治大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第二十一条の四十五 協会は、自治省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

第二十一条の四十六 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、自治大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十一条の四十七 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、自治省令で定める。

第五款 監督

第二十一条の四十八 協会は、自治大臣が監督する。

自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会对して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

る。

第二十一条の四十九 自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会对してその業務に關し報告をさせ

なければならない。

第二十一条の五十 自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会对してその業務に關し報告をさせ

なければならない。

第二十一条の五十一 自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会对してその業務に關し報告をさせ

なければならない。

第二十一条の五十二 自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会对してその業務に關し報告をさせ

なければならない。

又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができ

前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

第六款 雑則

第二十一条の五十 協会の解散については、別に法律で定める。

第二十一条の五十一 自治大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十一条の十九第二項、第二十一条の三十七第一項、第二十一条の三十九、第二十一条の四十二第一項若しくは第二項、第二十一条の四十三又は第二十一条の四十五の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十一条の四十第一項又は第二十一条の四十六の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十一条の三十七第二項、第二十一条の四十五又は第二十一条の四十七の規定により自治省令を定めようとするとき。

四 第二十一条の四十四第一号の規定による指定をしようとするとき。

第三十四条第一項中「当該消防職員」を「当該消防職員(消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員)」に改める。

第七章中第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

第三十五条の三 消防本部を置かない市町村の区域にあつては、当該区域を管轄する都道府県知事は、当該市町村長から求めがあつた場合及び特に必要があると認められた場合に限り、第三十一条又は第三十三条の規定による火災の原因の調査をすることができ

第三十二条及び第三十四条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「当該消防職員(消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員)」とあるのは「当該都道府県の消防事務に従事する職員」と、第三十五条第一項中「消防長又は消防警長」とあるのは「市町村長のほか、都道府県知事」と読み替へるものとする。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 救急業務

第三十五条の五 消防本部を置かなければならない市町村で政令で定める基準に該当するものは、救急業務を行なわなければならない。

前項の市町村以外の市町村で同項の市町村に準ずるものは、救急業務を行なうようにつとめなければならない。

第三十五条の六 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができ

救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

第三十五条の七 第二十七条の規定は、救急隊員について準用する。この場合において、「火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替へるものとする。

第三十五条の八 この章に規定するもののほか、救急隊の編成及び装備の基準その他救急業務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条の二中「又は人命の救助」を「若しくは人命の救助」に改め、「消防作業に従事した者」の下に「又は第三十五条の六第一項の規定により救急業務に協力した者」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 第二十一条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 第二十一条の二第四項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十四条第二号中「第三十四条の規定による資料」を「第三十四条(第三十五条の三第二項において準用する場合を含む)の規定による資料」に、「第四条、第十六条の四又は第三十四条の規定による消防職員

の」を「第四条に規定する消防職員、第十六条の四に規定する消防事務に従事する職員又は第三十四条に規定する消防職員(消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員(第三十五条の三第二項において読み替へて準用された第三十四条に規定する都道府県の消防事務に従事する職員を含む)のこれらの規定による)」に改め、同

第三号中「第十四条第二項又は第十五条第三項」を「又は第十五条第二項」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを「号」つくり下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十一条の十三第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 第二十一条の三十九第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二万円以下の罰金又は拘留に処する。

第四十五条中「第十四条第二項、第十五条第一項若しくは第三項」を「第十五条に、「又は第十七条の四」を、「第十七条の四又は第二十一条の二第四項」に改める。

本則中第四十六条の次に次の二条を加える。

第四十六条の二 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により自治大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十一条の二十一第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十一条の三十六に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十一条の四十四の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十一条の四十八第二項の規定による自治大臣の命令に違反したとき。

第四十六条の三 第二十一条の二十二の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び第四章の次に一章を加える改正規定中第二十一条の二から第二十一条の十六までに關する部分並びに附則第十九条の規定中自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)第二十六条の表に關する部分(附則第七條において「第十九条等の改正規定」といふ)は昭和三十一年一月一日から、第二条に一項を加える改正規

定、第七章の次に一章を加える改正規定、第三十六條の二の改正規定並びに附則第十二條及び附則第十三條の規定はこの法律の公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(協会の設立)  
 第二条 自治大臣は、日本消防検定協会(以下「協会」という)の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとす

第三条 自治大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならぬ。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

第五条 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(土地等をその目的とする出資)  
 第六条 政府は、この法律(附則第一条本文に係る部分をいう。以下同じ)の施行の際現に国が消防の用に供する機械器具等の検定の用に供している土地又は建物その他の土地の定着物(以下「土地等」という)で協会の業務に必要なものと認められるものを出資の目的として協会に出資することができ

2 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(経過規定)  
 第七条 第十九条等の改正規定の施行の際、改正前の消防法(以下「旧法」という)第十九条第一項の規定により勸告されている規格は、改正後の消防法(以下「新法」という)第二十一条の二第二項に規定する技術上の規格とみなす。

2 第十九条等の改正規定の施行の際、旧法第十九条及びこれに基づく命令の規定によりなされている処分又は申請その他の手続は、それぞれ新法の相当規定に基づいてなされた処分又は申請その他の手続とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に日本消防検定協会という名称を使用している者については、新法第二十一条の二十二の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 協会の最初の事業年度は、新法第二十一条の三十八の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 協会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第二十一条の三十九中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正)  
 第十二条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「消防作業に従事した者」の下に「又は救急業務に協力した者」を加える。  
 第十条中「消防作業に従事した者」の下に「救急業務に協力した者」を加える。

第十三条 前条の規定による改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法第一条及び第十条の規定は、前条の規定の施行の日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

(登録税法の一部改正)  
 第十四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
 第十九条第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に「日本

消防検定協会」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」の下に、「消防法」を加える。

(印紙税法の一部改正)  
 第十五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ二ノ四の次に次の一号を加える。  
 六ノ二ノ五 日本消防検定協会ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)  
 第十六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本労働協会」の下に、「日本消防検定協会」を加える。  
 (法人税法の一部改正)  
 第十七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本労働協会」の下に、「日本消防検定協会」を加える。  
 (地方税法の一部改正)  
 第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本労働協会」の下に、「日本消防検定協会」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。  
 十五 日本消防検定協会が直接消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十一条の三第三項の規定による試験の用に供する不動産

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。  
 二十一 日本消防検定協会が直接消防法第二十一条の三第三項の規定による試験の用に供する固定資産

(自治省設置法の一部改正)  
 第十九条 自治省設置法の一部を次のように改正する。

第四条中第三十四号の三を第三十四号の四とし、第三十四号の二を第三十四号の三とし、第三十四号の次に次の一号を加える。  
 三十四の二 日本消防検定協会を監督すること。

第二十六条の表中「二五一人」を「二三四人」に、「五三人」を「四九六人」に改める。  
 (消防組織法の一部改正)  
 第二十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。  
 十七 日本消防検定協会の監督に関する事項

理由  
 消防用機械器具等に関する検定制度を強化し、これに伴い検定業務を実施する機関として政府の全額出資に係る日本消防検定協会を設立することにも、消防機関の行なう救急業務について規定を整備し、映画の上映に関する規制を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長永田亮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 たいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、消防用機械器具等に関し、現在消防研究所が行なっている任意検査の制度を、強制検査制度に改め、検査業務を実施する機関として、政府の全額出資にかかる日本消防検査協会を設立するとともに、最近における交通事故を含む各種の災害事故の激増に對処して、現在消防機関が任意に行なっている救急業務を法律上の制度として確立し、消防本部を置かなければならない市町村のうち、一定規模以上の市町村に救急業務を行なうことを義務づけることとし、その他、映画の上映に關する規制を合理化し、また、特定の場合には都道府県知事が火災の原因調査を行なうことができることとするなどを内容とするものであります。

本案は、二月十二日本委員会に付託され、同月十四日藤田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、自來慎重に審査いたしましたのでありますが、その詳細は會議録に譲ります。

三月一日、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。  
午後二時二十一分散会

- 出席國務大臣 藤田 弘作君
- 自治大臣 藤田 弘作君
- 出席政府委員 内閣官房副長官 入田 貞義君
- 大蔵政務次官 原田 憲君

○朗読を省略した議長の報告 (報告書受領)

一、昨四日、内閣から次の報告書を受領した。  
昭和三十七年度第二・四半期における予算使用の状況

(要求書受領)

一、今五日、内閣から、畜産物価格審議会委員に本院議員中村寅太郎君、同芳賀貞君及び参議院議員谷口慶吉君を任命したので、国会法第三十九條但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。  
(常任委員辞任)

一、去る二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 西村 策一君
- 地方行政委員 久保田円次君
- 前田 義雄君
- 渡辺 惣蔵君
- 文教委員 松山千恵子君
- 商工委員 多賀谷眞穂君
- 岡田 利春君
- 中村 重光君
- 堂森 芳夫君
- 予算委員 井村 重雄君
- 今松 治郎君
- 田中伊三次君
- 松野 頼三君
- 加藤 清二君
- 山花 秀雄君
- 佐々木良作君
- 岡田 利春君
- 中村 重光君
- 内海 清君
- 議院運営委員 金丸 信君

- 藤井 勝志君
- 久保田円次君
- 伊藤 轍君
- 中村 重光君
- 成田 知巳君
- 玉置 一徳君
- 内海 清君
- 加藤 清二君
- 渡辺 惣蔵君
- 堂森 芳夫君
- 西村 策一君
- 佐々木良作君
- 久保田円次君
- 金丸 信君

(常任委員補欠選任)

一、去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。  
内閣委員 受田 新吉君

地方行政委員 小坂善太郎君

保科善四郎君

成田 知巳君

文政委員 山花 秀雄君

商工委員 堂森 芳夫君

予算委員 田澤 吉郎君

浦野 幸男君

宗佑君 前田 義雄君

久保田円次君 伊藤 轍君

中村 重光君 成田 知巳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井 勝志君 久保田円次君

伊藤 轍君 中村 重光君

成田 知巳君 玉置 一徳君

内海 清君 加藤 清二君

渡辺 惣蔵君 堂森 芳夫君

西村 策一君 佐々木良作君

久保田円次君 金丸 信君

藤井

昭和三十八年三月五日 衆議院會議録第十三号 議案に関する報告書

一、昨四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)(予) 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五五号)(予)

以上二件 地方行政委員会 付託 屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)(予) 建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十八年度一般会計予算

昭和三十八年度特別会計予算

昭和三十八年度政府関係機関予算

特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

特定物資輸入臨時措置法が昭和三十七年六月四日限りで失効したのに伴い、同法の規定に基づき納付金に関する経理を行なう特定物資納付金処理特別会計法を昭和三十七年度限り廃止しようとするものである。

二 議案の可決理由

貿易、為替の自由化に伴って、輸入外貨割当制度による特別利益を生ずる事態は解消されたので、この特別会計を廃止することは適切妥当な措置であることを認め、

本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 経費

特定物資納付金の収支残額五億六千六百万円は産業投資特別会計に帰属する予定である。

昭和三十八年三月一日

大蔵委員長 白井 莊一 衆議院議長清瀬 一郎殿

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における職員の旅費の増大に起因するもの、外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を改定するとともに、あわせて所要の規定の整備を行なうとするものである。主な内容は次の通りである。

1 外国旅行における日当、宿泊料、食卓料の定額を平均一割五分程度引き上げるとともに、職務の等級による旅費の支給区分を現行の七段階から四段階に整理して、等級別支給額の格差を縮小するほか、旅費支給の地域区分についても実情に即するよう改めることとしている。

2 外国旅行における移転料の定額を二割引き上げるほか、新たに帰朝転勤、子女の随伴及び特に多額の運賃を必要とする地域に対する加算制度を設けることとし、これらの措置を含めて平均五割程度の引き上げを行なうこととしている。

3 旅行者が、同一地域に長期滞在する場合の日当及び宿泊料に対する減額調整措置について、外国旅行に係るものうち、滞在日数六十日をこえる場合の減額率を、現行の三割から二割にとどめるよう改めることとしている。

4 内国旅行をする場合の運賃について、七等級の職務にある者(現行六等級以上の職務にある者)に対しても一等の鉄道賃又は中級の船賃(運賃の等級が二階級に区分されている場合には、上級の運賃)を支給するよう改めることとしている。

二 議案の可決理由

本案は、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、時宜に適應するものと認め、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本改正による予算増は、昭和三十八年度において約一千八百万円と見込まれている。

昭和三十八年三月一日 大蔵委員長 白井 莊一 衆議院議長清瀬 一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的 別途国会に提出されたわが国とオーストリア共和国との間の租税条約の締結に伴い、とくに、法律の規定を要するものについて、所要の措置を講じようとするものである。

(一) わが国の税法によれば、外国人(非居住者)または外国の法人(日本国内に事業を有していないもの)が、日本から、配当所得、利子所得または工業所有権の使用料等を取るときは、原則として二〇%の税率で源泉徴収所得税が課されることとなつていますが、オーストリアの居住者または法人が、わが国から受け取るこれらの投資所得に対しては、その源泉徴収税率を次のように軽減することとしている。

1 配当所得については二〇%とする。ただし、親会社たる外国法人が、子会社たる日本人から受け取る配当に対しては一〇%とする。

2 利子または工業所有権の使用料等については一〇%とする。

(二) オーストリアの個人または法人が、日本国内に支店等を有して一定の事業を営んでいる場合において、(一)に記述した配当等の所得がある場合には、わが国内法により、それを事業上の所得等と合算して所得税または法人税の申告納税をしなければならぬことになつていますが、この結果、配当所得等に見合ふ所

得税または法人税の税率が前記(一)の軽減税率よりも高くなるときは、その超過額を軽減することとしている。

二 議案の可決理由

わが国とオーストリア共和国間の二重課税を防止し、文化経済の交流の円滑を図るための措置として適切妥当なものとして認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月一日

大蔵委員長 白井 莊一 衆議院議長清瀬 一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とクレイト・ブリテン及び北都アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

別途国会に提出されたわが国と連合王国との間の租税条約の締結に伴い、とくに、法律の規定を要するものについて、所要の措置を講じようとするものである。

(一) わが国の税法によれば、外国人(非居住者)または外国の法人(日本国内に事業を有していないもの)が、日本から、配当所得、利子所得、または工業所有権の使用料等を取るときは、原則として二〇%の税率で源泉徴収所得税が課されることとなつていますが、連合王国の居住者また

は法人が、わが国からうけるこれらの投資所得に対しては、その源泉徴収税率を次のように軽減することとしている。

- 1 配当所得については、一五%とする。ただし、親会社たる外国法人が、子会社たる日本法人から受け取る配当に對しては、一〇%とすることとしている。
- 2 利子または工業所有権の使用料等については、一〇%とすることとしている。

(一) 連合王国の個人または法人

が、日本国内に支店等を有して一定の事業を営んでいる場合において、(一)に記述した配当等において、わが国内の所得がある場合には、わが国内法により、それを事業上の所得等と合算して所得税または法人税の申告納税をしなければならないことになつてゐるが、この結果、配当所得等に見合ふ所得税または法人税の税率が(一)に述べた軽減税率よりも高くなることは、その超過額を軽減することとしている。

二 議案の可決理由

わが国と連合王国間の二重課税を防止し、文化経済の交流の円滑を図るための措置として適切妥當なものとして認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和三十八年三月一日

大蔵委員長 白井 莊一  
衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とニュー・ジラランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

別途今国会に提出されたわが国とニュー・ジラランドとの間の租税条約の締結に伴い、とくに、法律の規定を要するものについて、所要の措置を講じようとするものである。

(一) わが国の税法によれば、外国人(非居住者)または外国の法人

で日本国内に事業を有していない者が、日本から配当所得を取得するときは、原則として二〇%の税率で源泉徴収所得税が課されることとなつてゐるが、ニュー・ジラランドの居住者または法人が、わが国からうける配当所得については、その税率を一五%に軽減することとしている。

(二) ニュー・ジラランドの個人または法人が、日本国内に支店等を有して一定の事業を営んでいる場合において、配当所得がある場合には、わが国内法により、その配当所得と事業上の所得等を合算して所得税または法人税の申告納税をしなければならないことになつてゐるが、この結果、配当所得に見合ふ所得税または法人税の税率が前記(一)の軽減税率よりも高くなることは、その超過額を軽減することとしている。

二 議案の可決理由

わが国とニュー・ジラランド間の二重課税を防止し、文化経済の交流の円滑を図るための措置として適切妥當なものとして認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和三十八年三月一日

大蔵委員長 白井 莊一  
衆議院議長清瀬一郎殿

一 議案の要旨及び目的

本法は、消防用機械器具等の検定制度に根本的な改善を加え、人命、財産の保護に遺憾なきを期するとともに、最近における交通事故を含む各種災害事故の激増に伴い救急体制を確立し、その整備を図る等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 映写技術者の資格及び映写室の構造設備に関する規制は、今後緩燃性でない映画を上映する場合に限定するとともに、届出についても緩燃性でない映画の上映に際してのみ必要とするものとする。

2 消防用機械器具等の検定を義務制とし、検定業務を実施する特別の機関として政府の全額出資に係る日本消防検定協会を設立すること。

なお、検定は、日本消防検定協会が行なり試験結果に基づき自治大臣が型式承認を行ない、

その承認を受けた後日本消防検定協会が行なり個別検定を受けるものとする。

3 消防機関が行なり救急業務について法律上の根拠を明定し、消防本部を置かなければならぬ市町村のうち一定規模以上の市町村は、救急隊を編成して災害その他の事故による傷病者を、医療機関に搬送せしめることとする。

4 消防本部を置かない市町村については、都道府県知事は、市町村長から求めがあつたとき及び特に必要があると認めるときに限り、火災の原因を調査する権限を有するものとする。

二 議案の可決理由

消防用機械器具等の検定制度に根本的に改善を加えること及び救急業務の体制を確立する等、本案の改正事項はいずれも時宜に適したものと認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算に、日本消防検定協会への出資金として三千万円計上している。右報告する。

昭和三十八年三月一日

地方行政 委員 永田 亮一  
衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十八年三月五日 衆議院會議録第十三号

三三四

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円

(送料別) (代金別)

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地  
大蔵省印刷局 電話東京 二二〇〇

官

報 刊 行 代